

## 相続で争点となる「特別受益」とは？

### 特別受益とは

遺産相続の場面では、特別受益が問題になるケースもあります。特別受益とは、相続人の中に特別に被相続人から利益を得ていた人がいる場合の、その受けた利益のことです。特別受益が認められると、その相続人の特別受益分について、受益者の遺産取得分が減額されます。相続人の間で不公平が生じないように、その不公平さを調整するため一定のルールを設けたのが「特別受益」です。

生前に相続人が被相続人から受け取った利益が特別受益と認められた場合、その特別受益も相続財産に含めて遺産分割することとなります。これを「特別受益の持ち戻し」といいます。

### 特別受益があると認められる3つのケース

被相続人から生前に譲り受けたからといって、全てが特別受益となるわけではありません。民法では以下の3つを特別受益と規定しています。(民法第903条)

#### 1. 遺贈を受けた者

遺贈とは遺言によって財産が与えられることです。従って相続開始時に発生するもので、これは常に特別受益となります。

#### 2. 結婚もしくは養子縁組のために贈与を受けた者

子が親元から離れ、独立して生計を営むようになった後に与えられた財産は特別受益と考えられています。具体例としては持参金、嫁入り道具などの財産、支度金などです。なお通常結納金や挙式費用はこれに含まれません。

#### 3. 生計の資本として贈与を受けた者

住居や新築のための土地の贈与、住居の新築資金、開業のための資金、大学に行くための資金などが該当します。生計の資本とみなされるかどうかは、贈与の趣旨やその金額から判断され、親族間の扶助的な金銭援助の範疇を超えるとみなされた場合には特別受益であると判断されます。

### 特別受益の相続税

相続税法では、相続開始前3年以内に被相続人から贈与によって取得した財産が課税対象となります。つまり特別受益のうち、相続開始時から遡って3年以内に贈与された分のみが相続税法上では持ち戻しとなり、相続分と持ち戻し分を含めた財産全体に対して課税されます。ただし相続開始3年以内の贈与財産であっても、贈与者である被相続人から相続・遺贈により財産を取得しなかった場合には、相続税の課税対象外となります。

また相続税を算出する際、持ち戻す財産の評価額は「贈与時の時価」になります。民法の場合は相続開始時の時価にて遺産分割が行われるため、相続税法とは評価方法が大きく異なります。民法上の遺産分割と相続税法上の相続税の算出をしっかりと分けて考えるようにしましょう。

